

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

児童館ガイドラインに基づく評価のあり方に関する調査研究

<実施主体名>

みずほ情報総研株式会社

調査目的

児童館ガイドラインを踏まえた児童館版第三者評価項目の開発を中心とした児童館における評価のあり方について検討し、新しい児童館版第三者評価項目や利用者調査のあり方を研究成果として取りまとめることを通じて、児童館ガイドラインに基づいた児童館の運営や活動を普及・浸透させることを目的として実施した。

調査概要

有識者等からなる研究会を設置し、以下のとおり調査の実施・検討を行った。

- ① 児童館ガイドラインに準拠した第三者評価項目・評価基準案、利用者調査のあり方等の検討・作成
- ② プリテスト及びヒアリング調査による第三者評価項目（案）の妥当性・有効性の検証（3件）
- ③ 利用者調査のあり方
- ④ 大型児童館における第三者評価等の実施状況調査
- ⑤ 児童館ガイドラインに基づく第三者評価のあり方に係る提言
- ⑥ 報告書の作成

調査結果の主な概要

「児童館版 福祉サービス第三者評価項目・判断基準」について、共通評価項目 44 項目と内容評価項目 25 項目を取りまとめた。第三者評価の枠組みに、どのように児童館ガイドラインを踏まえた内容や考え方を盛り込んでいけるかという観点から検討するとともに、内容評価項目は大型児童館用付加項目や権利擁護の観点から評価するための項目を設けるなど工夫した。また、「『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール」（みずほ情報総研株式会社「『改正児童館ガイドライン（仮称）』の理解を促すための調査研究」（厚生労働省 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業））を日頃より併用することで、児童館ガイドラインに基づいた児童館の運営や活動の普及・浸透や第三者評価結果の向上に寄与するものとして、過去の研究成果も含めた総合的な事業成果の活用を提言した。

利用者調査は、アンケート方式、聞き取り方式、場面観察方式の3つの方式を提案し、それぞれについてメリット・デメリットを示すとともに、利用者調査の限界を踏まえて、「子どもの最善の利益」を十分尊重した実施方法か、第三者評価としての機密性や公平性は担保されているかなどを考慮する必要があることを提言した。